

道路清掃美化ボランティアに参加しませんか



「彩の国」さいたま

埼玉県

彩の国

ロードサポート制度 活動の手引

みんなの道路をみんなきれいに



埼玉県県土整備部道路環境課



彩の国 ロードサポート制度の経緯

- H13.12.17 埼玉県道路里親制度として制定
- H14. 4. 1 埼玉県道路里親制度本格始動
- H16. 4. 1 活動団体 100 団体突破！
- H17. 4. 1 名称変更 埼玉県道路里親制度→彩の国ロードサポート制度
- H19. 4. 1 主な改正
 - ① 美化活動だけでも団体登録を可能とする
 - ② フラワーロード事業を廃止し、ロードサポート制度に統合
 - ③ 団体の登録条件を緩和、団体員数：10 人→5 人
 - ④ 支援者制度の開始
 活動人数 1 万人突破！
- H22. 9. 1 表示板設置要領の改正
 - ① 看板にコバトン、県章（まがたま）を入れる
 - ② 市町村名の前に表示しているマークを市町村マスコットにかえる事ができる
- H23. 4. 1 活動団体 500 団体、活動人数 2 万人突破！
- H29. 4. 1 活動人数 3 万人突破！
- R 2 . 3. 1 主な改正
 - ① 団体の登録条件を緩和、団体員数：5 人→3 人など
 - ② 御礼状の送付を開始
 - ③ 活動計画書の廃止

彩の国ロードサポート制度活動の手引

目次

1	彩の国ロードサポート制度とは	1
2	団体申請から活動までの流れ	2
3	彩の国ロードサポート活動の前に	3
4	彩の国ロードサポート制度実施要綱	
	(1) 実施要綱	4
	(2) 各種様式	7
5	Q & A（よくある質問）	
	(1) 活動団体への申込みの条件は？	2 0
	(2) さいたま市在住だけど申込みできるの？	2 0
	(3) 学生グループ（学校もしくは子供会等）は参加できるの？	2 0
	(4) どのように活動を行えばいいの？	2 1
	(5) ボランティア保険の内容は？	2 1
	(6) 活動中に怪我をした場合はどうするの？	2 1
	(7) 帽子やベスト、清掃用具の貸与を受けたい場合はどうするの？	2 2
	(8) ゴミの処分やゴミ袋がない場合はどうするの？	2 2
	(9) 確認書は毎年更新するの？	2 2
	(10) 団体の代表者や連絡担当者、人数などが変更した場合はどうするの？ また団体として活動を辞めたい場合はどうするの？	2 2
6	各県土整備事務所連絡先	2 3



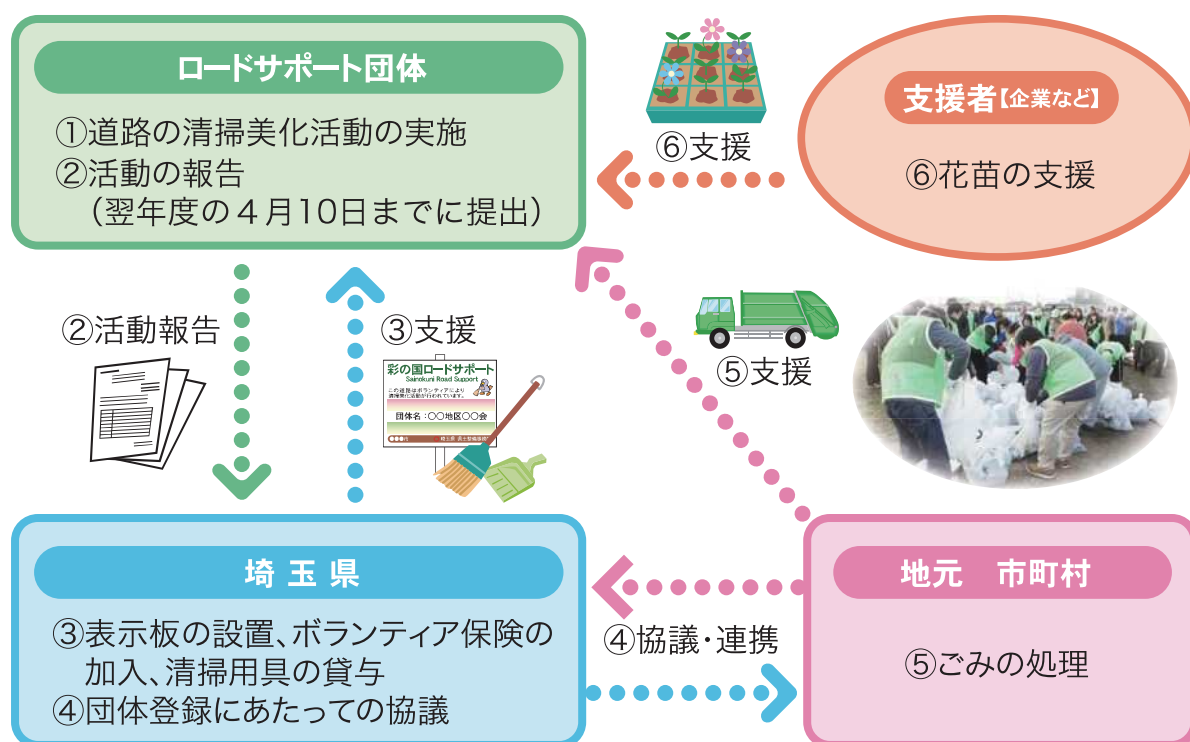


彩の国ロードサポート制度とは

活動団体、県、市町村、活動支援者がパートナーになり、快適で美しい道路環境づくりを進める取り組みです。

確認書を取り交わし、活動団体が清掃や美化活動を行い、県、市町村、活動支援者が活動に必要な支援を行います。

活動イメージ

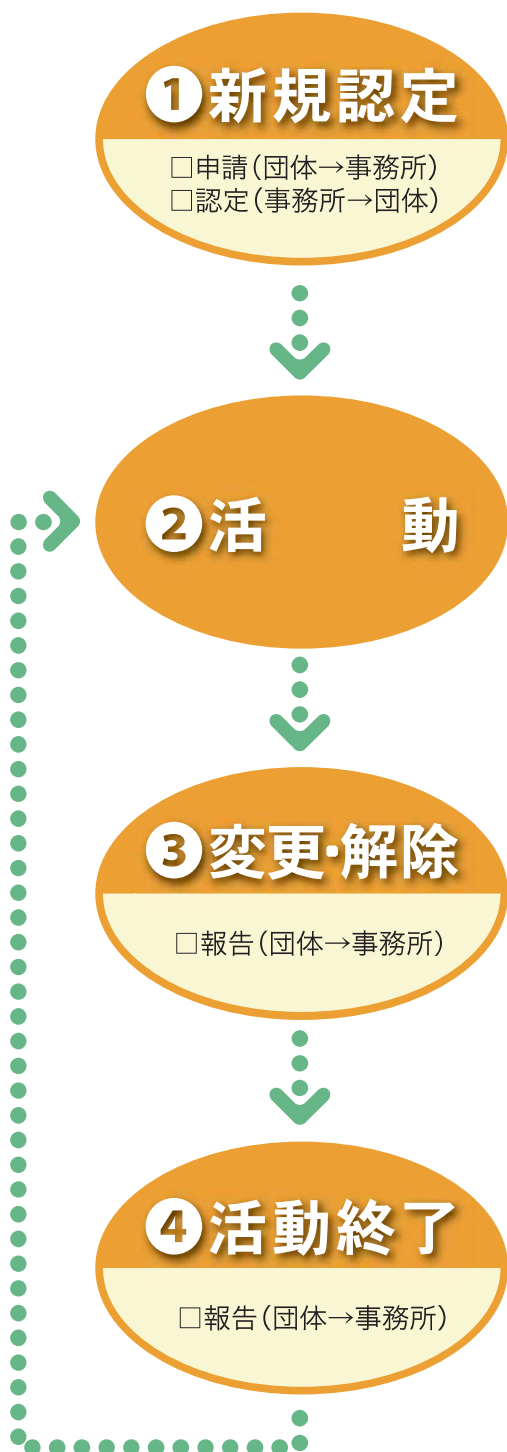


参加要件

清掃活動	美化活動	支援者
道路の一定区間（県管理道路の50m以上を含み、その他の道路については県管理道路の半分以下）の清掃を年2回以上行える3人以上の団体	植樹帯（10㎡以上）などにおいて花植えと水やりなどの管理を行える3人以上の団体	美化活動団体に対して年4万円以上の花苗の支援を行える企業など



団体申請から活動までの流れ



新規申込の際は、あらかじめ管内の県土整備事務所と活動場所や活動内容についてご相談ください。(連絡先はP23参照)

お気軽に
ご相談ください♪



① 新規認定時必要書類

- ☐ 団体認定申込書
- ☐ 団体会員名簿
- ☐ 活動箇所案内図
- ☐ 認定書

③ 変更・解除時(随時)

報告が必要な主な事項

- ☐ 代表者の変更
- ☐ 団体会員の変更
- ☐ 活動計画の大きな変更
- ☐ 登録の解除

④ 年度(4月～3月)活動終了時

- ☐ 実績報告
- ※提出期日: 4月10日まで

実績報告の提出が遅れると翌年度の活動中の保険の対象とならない場合があります。必ず指定日以前に提出願います！





彩の国ロードサポート活動の前に

① 清掃活動と美化活動

活動内容には、清掃活動と美化活動があります。

① 清掃作業とは、歩道の空き缶、空きビン、紙くずなどの除去です。

② 美化活動とは、植樹帯の除草、花の植栽、水やりなどです。

※作業の場所、方法等については、事前に県土整備事務所にご相談ください。

※エンジン・モーター等を動力とする機械の使用、高所での作業など、危険を伴う作業は控えてください。また、これらの作業が必要と考えられる場合は、事前に県土整備事務所にご連絡ください。

② 回収したごみの処理

活動によって発生したごみの処理は次のとおり対応してください。

① 収集場所、分別方法など、各市町村の指示に従ってください。（認定時の確認書第6条参照）

② 放置自転車、家電ごみ等の粗大ごみや危険物は、県土整備事務所が処理しますので、収集せずに県土整備事務所にご連絡ください。

③ 活動時の安全対策

道路上の作業は危険を伴います。以下の内容を順守し安全には万全を期してください。

① 「安全第一」ですので、歩道内での活動としてください。

② 歩道内においても、自転車などとの接触の危険性があります。安全監視員をおいて、事故防止に努めましょう。

③ 子供が作業を行うときには、大人が責任者として参加し、事故がないよう指導しましょう。

④ 道路（公道）上の活動ですので、歩行者、自転車、自動車等の通行に支障を生じさせないように十分に注意してください。

⑤ 日没時や悪天候（雨天、降雪、濃霧など）時の活動は避けましょう。

⑥ 危険物を発見した時は、それに触れないで県土整備事務所にご連絡してください。

⑦ その他、自己の責任において安全には十分配慮しましょう。作業開始前の安全確認のミーティングを励行しましょう。

⑧ 他の団体等が清掃活動等を行っている場合も、協力して活動しましょう。

④ その他

活動中の事故に対応するため、県では傷害保険、賠償責任保険に加入しています。

事故が発生したときは、まず、電話で県土整備事務所へ通報してください。

彩の国ロードサポート制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）等において、ボランティアで清掃美化活動を行う住民団体等を道路のサポート団体（以下「認定団体」という。）として募集し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を目的とする。

（認定団体の資格）

第2条 認定団体は、道路愛護活動に意欲的な3名以上の団体で、かつ、次のいずれかの清掃美化活動を実施できる団体とする。

（1）道路の一定区間（県管理道路の概ね50m以上を含み、その他の道路については、県管理道路の概ね半分以下）について行う年2回以上の清掃活動。

（2）歩道に設置された植樹帯等（合計で10㎡以上とする）について行う植栽等の美化活動。

2 認定団体になることができる団体は、県管理道路において清掃美化活動のボランティア活動を行い、又は行おうとする町内会、商工会、有志等の地域住民団体、学校及び企業（従業員の団体を含む。）とする。

3 認定後において、認定団体の責によらず第1項（1）に定める道路の一定区間の条件を満たせなくなり、それがやむを得ないと認められる場合については、認定を継続することができる。

（認定手続き）

第3条 彩の国ロードサポート制度（以下「制度」という。）に参加しようとする団体（以下「団体」という。）は、次に定める書類を県土整備事務所（以下「県」という。）に提出する。

（1）彩の国ロードサポート団体認定申込書（別紙様式1）

（2）団体員名簿（参考様式1-1）

（3）活動箇所案内図（参考様式1-2）

2 県は、必要に応じ市町村長に意見を聞き、審査の上、団体を認定する。

3 県は、団体を認定したときは、認定団体及び市町村長と速やかに三者で、活動に関する確認書（別紙様式2）を締結する。

4 県は、確認書が締結されたときは、団体に認定書（別紙様式3）を交付する。

（認定団体の活動内容）

第4条 認定団体の活動内容は次のとおりとする。

（1）活動区間内の歩道、植樹帯等において、認定団体の活動計画に基づき、清掃、除草、花の植栽等の作業を行う。

なお、認定団体は、新たに花壇等の植栽などを行おうとするときは、事前に県と協議するものとする。

（2）回収したごみは、市町村の分別方法と指示に従って、適正に処理する。

（3）認定団体は、清掃美化活動の際に、道路において目的外のチラシの配布、イベント開催等他の目的を持つ活動を行ってはいけない。

(活動報告)

第5条 認定団体の代表者は、毎年4月10日までに前年の4月1日から当年の3月31日まで（新たに認定を受けた団体は最初の活動日から当年の3月31日まで）の活動報告書（別紙様式4）を郵送、持参、FAX、又は電子メールにより県に提出する。

2 第1項に定める期日までに活動報告書が提出されない場合、県は提出依頼書（別紙様式7）を送付するものとする。

3 認定団体が3年以上にわたって活動報告書を提出しない場合、県は提出依頼書（別紙様式8）を送付するものとする。

(事故報告)

第6条 認定団体の代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに県に連絡し、事故発生報告書（別紙様式5）を提出する。県は事故発生報告書を速やかに県道路環境課に進達する。

(県の役割)

第7条 県の役割は次のとおりとする。

- (1) この制度の実施主体とする。
- (2) 活動区間に認定団体名を記した表示板を設置する。
- (3) 活動に関するボランティア保険に加入する。
- (4) 別に定める要領により、清掃美化用具の貸与等を行う。
- (5) その他活動についての必要な支援を行う。

(市町村の協力)

第8条 市町村はこの制度の円滑な実施のため、次のとおり協力する。

- (1) 認定団体が回収したごみの処理について協力する。
- (2) 認定団体と県との連絡について協力する。
- (3) ごみ袋の提供等活動について市町村長が必要と認めた協力を行う。

(確認書の継続期間及び変更等)

第9条 確認書は、認定団体の代表者から、認定内容の変更又は解除の申し出がない場合は継続するものとする。

2 認定団体の代表者が認定内容変更・解除届（別紙様式6）により、県に認定内容の変更又は解除を申し出たときは、県は市町村長に意見を聞き、認定内容の変更又は認定の解除をすることができる。

3 県は、認定団体が確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は認定団体としてふさわしくないと認められるときは、認定を解除するものとする。

4 県は、認定団体が3年以上にわたって活動報告書を提出しない場合、認定を解除することができる。

5 前項により県が認定を解除した場合、県は、解除通知書（別紙様式9号）を送付する。

6 第4項により解除された団体が再度認定を申し込む場合は、これを妨げない。

7 県は、認定を解除した認定団体について、第7条による表示板を設置していた場合は、これを撤去する。

(送付物)

第10条 県は、認定団体に対し、道路愛護及び道路清掃美化に資することの手紙等を送付することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、その都度、認定団体、市町村長及び県が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

彩の国ロードサポート団体認定申込書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 県土整備事務所長

団 体 名

団 体 所 在 地

(又は代表者住所)

代 表 者 名

彩の国ロードサポート制度実施要綱第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

活動箇所（代表箇所） 【県管理道路】	路線名 国道・県道 線 から まで 約 m
活動箇所 【その他の道路】 *不明な場合は記入不要 案内図に示して下さい。	路線名 国道・市町村道 線 から まで 約 m
活動内容（予定） 該当する活動を○ で囲み、()内の具 体的な作業内容を○ で囲んで下さい。	・ 清掃活動 空き缶・ゴミ拾い 除草 その他 () ・ 美化活動 花植え、種まき 水やり 除草 補植 施肥 消毒 その他 ()
年間活動回数（予定）	回
団 体 員 数	人
表示板設置要望の有無	有 無

注) 団体員名簿、活動箇所案内図を必ず添付してください。

団体員名簿

(参考様式 1－1)

No. /

団 体 名		代表者名	
連絡担当者氏名	住所 氏名 電話番号		

番号	氏 名	番号	氏 名

※団体で作成した名簿を添付していただいても結構です。(氏名以外の個人情報は隠してください)

活動箇所案内図

(参考様式 1 - 2)

No. /

団 体 名	
代表者氏名	

※ 住宅地図等を添付していただいても結構です。
 (図面の作成に当たっては、県土整備事務所と事前に御相談ください)

彩の国ロードサポート制度に関する確認書

(認定団体名) (以下「団体」という。)、〇〇市(町・村)長(以下「〇〇市(町・村)」という。)及び道路管理者埼玉県〇〇県土整備事務所長(以下「県土整備事務所」という。)は、彩の国ロードサポート制度に関し、次のとおり確認する。

(活動区間)

第1条 この確認書に基づく活動区間は次のとおりとする。

県管理道路 県道	線(一般国道	号)
区間	_____	から
	_____	まで(約 m)
その他の道路	線	
区間	_____	から
	_____	まで(約 m)

(活動内容等)

第2条 団体は、活動区間の歩道及び植樹帯等(車道部分を除く)について、4月1日から翌年の3月31日までの期間に、次の活動をボランティアで行うものとする。

- 清掃活動(申込書に書かれた具体的な作業内容を記載)
- 美化活動(申込書に書かれた具体的な作業内容を記載)
- 2 団体は、回収したごみについて、〇〇市(町・村)の分別方法と指示に従って適正に処理する。
- 3 団体は、新たに花壇の設置や刈り込み等を行う場合は、県土整備事務所と協議するものとする。
- 4 団体は、自己の責任において作業を行い、けが等をしないように安全に十分注意するものとする。
- 5 団体は、活動場所へは極力徒歩で行くこととし、活動中は道路交通に支障が生じないように努める。
- 6 団体は前年4月1日から3月31日までにを行った活動報告書を4月10日までに県土整備事務所へ提出するものとする。
- 7 団体は、道路管理上その他やむを得ない事情により、団体が作った花壇等を除去する必要がある場合は、県土整備事務所の指示に従うものとする。

(活動中の事故)

第3条 活動中の事故等に対して、〇〇市(町村)と県土整備事務所はその責任を負わない。ただし、県が加入しているボランティア保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で補償を行う。

- 2 団体の代表者は、事故が発生した場合は、速やかに県土整備事務所に連絡するとともに、事故報告書を県土整備事務所に提出する。

(県土整備事務所の協力)

第4条 県土整備事務所は、団体の希望がある場合、団体の名称等を記載した表示板を活動区間内に設置する。

2 県土整備事務所は、活動に関するボランティア保険に加入する。

3 県土整備事務所は、軍手の支給のほか活動に必要な範囲での協力を行う。

(市町村の協力)

第5条 市町村は、団体と県土整備事務所との連絡について協力する。

2 市町村は、団体が回収したごみを処理する。

3 ○○市(町村)は、団体の活動に関し、次の協力を行う。

(ごみ袋の支給などを具体的に記入する 市町村と協議の上記入)

(ごみの処分方法)

第6条 ○○市(町村)の分別方法に従い分別した回収ごみは、次により処理する。

(ごみの処理場までの運搬主体について明記する。重要：市町村と協議の上記入)

(例) 団体は、市(町村)の指定日時、場所にごみを集積し、市町村はこれをごみ処理場に運搬し処理する。

(確認書の期間)

第7条 この確認書は、団体からの変更又は解除の申し出がない場合は、継続するものとする。ただし、団体の活動が、この確認書その他法令に抵触する場合、または、趣旨と異なる活動を行うなど道路のサポート団体としてふさわしくないと認められる場合は、県土整備事務所は○市(町村)と協議して、団体の認定を取り消し、確認書を解除する。

(その他)

第8条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、団体、○市(町村)及び県土整備事務所が協議して解決するものとする。

年 月 日

(認定団体) 団体名

代表者住所

代表者氏名

印

(市町村長) ○市(町・村)長

印

(県) 埼玉県○県土整備事務所長

印

彩の国ロードサポート団体認定書

年 月 日

認定番号

様

埼玉県〇〇県土整備事務所長

この度は、道路のサポート団体として清掃美化活動の申し出をいただき感謝申し上げます。

つきましては、貴団体を彩の国ロードサポート制度実施要綱第3条の規定により、下記の道路のサポート団体に認定します。

記

道路名

区 間

から

まで

(約 m)

活 動 報 告 書

年 月 日

団 体 名	
代表者	
連絡担当者	(電話)

活動日及び内容

活 動 日	活 動 内 容	参加人数	備 考
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
(活動日数が1日以下の場合は、理由を記載ください。) ・ 悪天候のため ・ 工事中のため ・ その他 ()			

(注)

- ・活動日が多く、欄に書ききれない場合は、裏面に記載ください。
- ・活動報告書は、4月10日までに県土整備事務所へ提出してください。

活動報告書

活動日及び内容（表面に記載しきれなかった場合は、こちらに記載ください。）

活動日	活動内容	参加人数	備考
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	

（注）活動報告書は、4月10日までに県土整備事務所へ提出してください。

事故発生報告書

年 月 日

団 体 名	
代表者氏名	
連絡先（電話）	

負傷者	住所		電話	
・団体メンバー ・それ以外	氏名		年齢	
治 療 病 院 名	※ 診察券のコピーを添付してください			
事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
事故発生場所	市（町・村）大字 番地先 （目標物） 前			
事故の原因、状況など				

- (注) 1 事故が発生した場合は、まず電話等で県土整備事務所に連絡してください。
 2 事故の状況が分かるような図面を添付し、速やかに県土整備事務所に提出してください。

認定内容変更・解除届

年 月 日

(あて先)

埼玉県 県土整備事務所長

団 体 名

団 体 所 在 地

(又は代表者住所)

代 表 者 名

彩の国ロードサポート制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり認定内容の変更又は解除を申し出ます。

変更・解除の別	内 容
変更 ・ 解除	

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

〇〇県土整備事務所長
(公印省略)

〇〇年度活動報告書の提出について (依頼)

貴団体は、彩の国ロードサポート制度実施要綱第5条の規程に基づく活動報告書を、同条に定められた期限(4月10日)までに提出いただいておりますので、活動報告書の提出をお願いします。

また、当該書類が複数年にわたり未提出の場合には、同要綱第9条第4項の規定により、認定の解除になる場合があります。

記

1 提出書類 活動報告書(様式第4号)

2 提出先

〇〇県土整備事務所

住 所

電 話

F A X

3 提出期限 年 月 日(必着)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

〇〇県土整備事務所長
(公印省略)

〇〇年度活動報告書の提出について（依頼）

貴団体は、彩の国ロードサポート制度実施要綱第 5 条の規程に基づく活動報告書を、同条に定められた期限（4 月 10 日）までに提出いただいておりますので、活動報告書の提出をお願いします。

貴団体は、過去 2 年間に渡り、活動報告書の提出を行っておりません。当該書類が 3 年間にわたり未提出の場合には、同要綱第 9 条第 4 項の規定により、認定の解除となりますので、必ず提出くださいますようお願いいたします。

記

1 提出書類 活動報告書（様式第 4 号）

2 提出先

〇〇県土整備事務所

住 所

電 話

F A X

3 提出期限 年 月 日（必着）

彩の国ロードサポート制度実施要綱（抜粋）

第 9 条 4 県は、認定団体が 3 年以上にわたって活動報告書を提出しない場合、認定を解除することができる。

彩の国ロードサポート団体解除通知書

年 月 日

団体名

代表者名 様

埼玉県〇〇県土整備事務所長

彩の国ロードサポート制度実施要綱第9条3の規定により、彩の国ロードサポート制度に係る認定を解除します。

なお、この解除は、貴団体の再登録を妨げるものではありません。



Q & A（よくある質問）



Q1 活動団体への申込みの条件は？

A1

- 清掃活動団体、美化活動団体としてご活動いただくための条件は次のとおりです。

1 清掃活動団体

- (1) 道路の一定区間（県管理道路の50m以上を含み、その他の道路については県管理道路の半分以下）
- (2) 年2回以上の活動
- (3) 3人以上の団体

2 美化活動団体

- (1) 歩道にある植樹帯（合計で10平方メートル以上）においての花植えと水やりなどの維持管理
- (2) 3人以上の団体

Q2 さいたま市在住だけど、申込みできるの？

A2

- 平成15年4月1日から、さいたま市は政令指定都市となっています。これに伴い、これまで県が管理してきたさいたま市内の県道などの管理が、全てさいたま市へ移ることになりました。

さいたま市内の県道などで清掃美化活動等を行う場合は、さいたま市の「さいたまロードサポート制度」に直接お問い合わせくださいますよう、よろしくお願いします。

Q3 学生グループ（学校もしくは子供会等）は参加できるの？

A3

- 県では、ロードサポート活動を安全に実施していただくことが第一と考えています。

そこで、学生グループ（学校もしくは子供会等）で申し込みいただく場合、先生・父兄もしくはPTA等、安全確認などに責任が持てる立場の方の参加が必要です。

活動を行う際も、必ず保護者同伴のもとで行ってください。また、学校全体で申し込みいただくなど、構成員数が多すぎるような場合には、学校備え付けの名簿等をコピーしてご提出いただくのでも構いません。

Q4 どのように活動を行えばいいの？

A4

- ロードサポート活動を安全に行うため、本編 P3 の「活動の前に」をご覧ください。

Q5 ボランティア保険の内容は？

A5

- 県が契約しているボランティア保険の内容は、以下のとおりです。

◆障害保険

種 類	保険金の額	備 考
死亡・後遺障害（1名）	200万円	限度額
入院（1日）	3,000円	最高180日
通院（1日）	2,000円	最高90日

◆賠償責任保険

種 類	保険金の額	備 考
人身（1名）	3,000万円	限度額
人身（1事故）	1億円	限度額
対物（1事故）	3,000万円	限度額

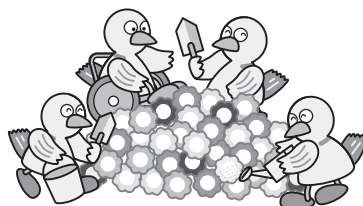
Q6 活動中に怪我をした場合はどうするの？

A6

- まずは速やかに管内県土事務所に御連絡下さい。

その後「事故発生報告書（（彩の国ロードサポート制度実施要綱様式5）」
[P15] を管内の県土整備事務所に提出していただきます。

県が加入している保険の対象となる事故については、保険の範囲内で補償をおこなうことになります。尚、事故そのものの対応処理につきましては必要に応じ、管内警察署や消防署（救急車）に連絡願います。



Q7 帽子やベスト、清掃用具の貸与を受けたい場合はどうするの？

A7

- 必要に応じた量を配付していますので事務所に御連絡ください。

活動の際に危険防止の観点から皆様には帽子、ベストの安全具の着用をお願いしております。

支給されていない又は汚れや損傷しているなど新しい安全具が必要な場合にも、事務所に御連絡願います。(原則、配送はできませんので、あらかじめ御了承ください)

Q8 ゴミの処分やゴミ袋がない場合はどうするの？

A8

- 貴団体、県、市町村で締結しました『確認書』により、ゴミの処分方法またはゴミ袋の支給先が明記されています。お困りの場合は事務所又は道路環境課まで御相談ください。

Q9 確認書は毎年更新するの？

A9

- 彩の国ロードサポートでは、継続してご活動いただくことが前提となっています。

したがって、確認書の取り交わしを行うのは申し込み時のみです。活動に関する変更があった場合の手続きは【Q10】をご覧ください。

毎年提出していただく書類としては、「活動報告書（彩の国ロードサポート制度実施要綱（様式4））」[P13]があります。

これは、前年の4月1日から当年の3月31日までの活動について4月10日※までに報告いただくものです。

※活動報告書の提出先は管内県土整備事務所となります。

**Q10 団体の代表者や連絡担当者、人数などが変更した場合はどうするの？
また団体として活動を辞めたい場合はどうするの？**

A10

- いずれも「認定内容変更・解除届（彩の国ロードサポート制度実施要綱（様式6））」[P16]を提出していただきます。

提出先は活動場所を所管する県土整備事務所です。

特に人数の変更の場合にあっては、傷害保険等の適用に関係しますので、変更後の名簿の提出もあわせてお願いします。



各県土整備事務所連絡先

●活動に関するお問い合わせ

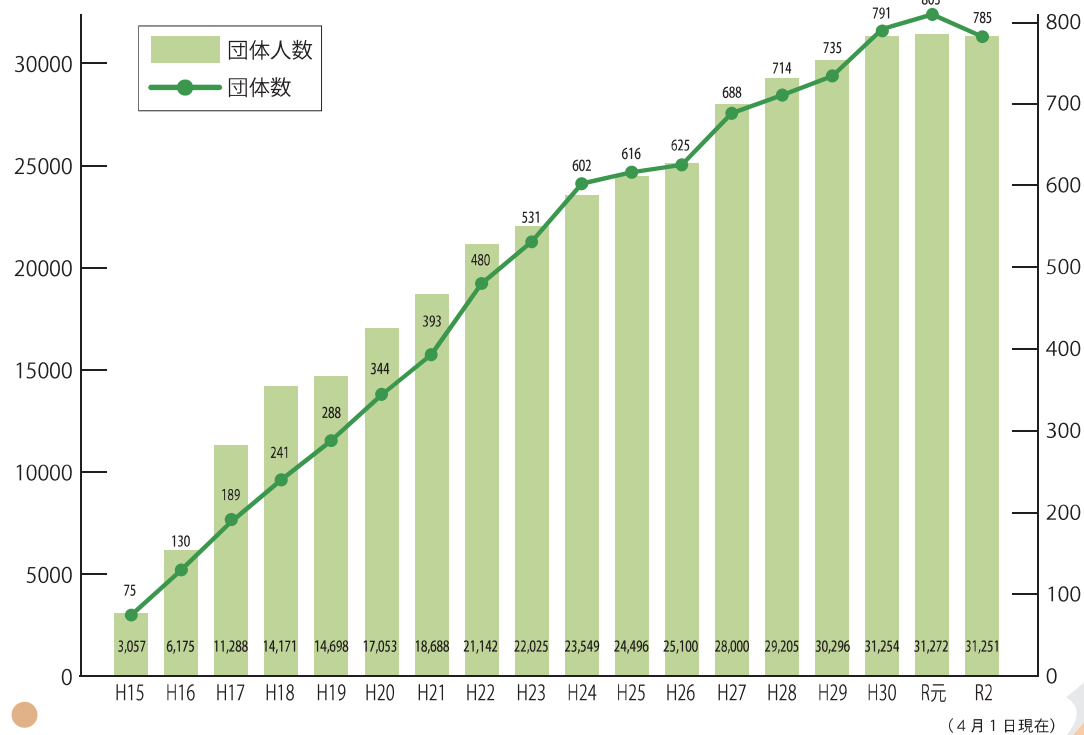
事務所	住 所	電 話	管内市町村
さいたま県土整備事務所	〒336-0027 さいたま市南区沼影 2-4-7	048-861-2495	川口市、蕨市、戸田市
朝霞県土整備事務所	〒351-0033 朝霞市浜崎 678	048-471-4661	朝霞市、志木市、 和光市、新座市
北本県土整備事務所	〒364-0007 北本市東間 3-143	048-540-8200	鴻巣市、上尾市、桶川市、 北本市、伊奈町
川越県土整備事務所	〒350-1126 川越市旭町 2-13-6	049-243-2020	川越市、所沢市、狭山市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町
飯能県土整備事務所	〒357-0021 飯能市双柳 75	042-973-2281	飯能市、入間市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、 毛呂山町、越生町
東松山県土整備事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	0493-22-2333	東松山市、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、 鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父県土整備事務所	〒369-1871 秩父市下影森 1002-1	0494-22-3715	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町
本庄県土整備事務所	〒367-0031 本庄市北堀 818-1	0495-21-3141	本庄市、美里町、 神川町、上里町
熊谷県土整備事務所	〒360-0841 熊谷市新堀 500	048-533-8778	熊谷市、深谷市、寄居町
行田県土整備事務所	〒361-0023 行田市長野 943	048-554-5211	行田市、加須市、羽生市
越谷県土整備事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82	048-964-5221	春日部市、草加市、越谷市、 八潮市、三郷市、 吉川市、松伏町
杉戸県土整備事務所	〒345-0036 杉戸町杉戸 432	0480-34-2381	久喜市、蓮田市、幸手市、 白岡市、宮代町、杉戸町

●制度全般に関わる相談について

埼玉県庁 県土整備部 道路環境課道路環境担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	T E L 048-830-5103 F A X 048-830-1942 e-mail a5090-06@pref.saitama.lg.jp
---------------------------	--------------------------------	--



● 活動団体数と活動人数の推移



ロードサポートの効果は たくさんあります♪

活動者の声

「ポイ捨てや不法投棄が少なくなりました」

「手軽だから気軽に参加。地域をつなぐきっかけになりました」

「地域住民の方々とコミュニケーションを図りながら、地域に貢献しています」

「朝から気持ちのいい活動をすると充実感に溢れます」

「1人じゃなく地域みんなで『まちをきれいにしよう』という気持ちになったのがうれしいです」

「我が街への愛着を感じ、誇らしくなりました」



担当 埼玉県道路環境課道路環境担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

tel 048-830-5103 fax 048-830-1942

e-mail a5090-06@pref.saitama.lg.jp

道路環境課HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1006/>

彩の国ロードサポート制度HP

彩の国ロードサポート

検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/kenminsanka/support-outline.html>

